



最高裁秘書第1857号

平成29年4月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第12号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年4月18日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、苦情の申出をする旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 平成26年4月1日から平成27年10月15日までの間に、最高裁判所に挨拶回りに来た団体名が分かる文書

イ 最高裁判所裁判官、最高裁判所事務総局の事務総長及び局課長、首席調査官並びに司法研修所長が着任した際、どの団体に挨拶回りに行くことになっているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の各開示の申出に対し、平成29年3月30日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 諒問庁としての最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアについて

(ア) 本件開示申出の対象となる文書は、「平成26年4月1日から平成27年10月15日までの間に、最高裁判所に人事異動に伴う挨拶回りに来た団体名（外部団体であるかどうかを問わない）が分かる文書」であるが、最高裁判所において挨拶回りに来た団体名を記録に残しておく必要はないため、当該申出に係る文書は作成取得していない。

(イ) すなわち、挨拶回りは儀礼上のものにすぎず、人事異動があった場合に挨拶回りのために最高裁判所に来訪する来訪者は、外部団体の来訪者から他の裁判所に着任した裁判所の職員まで様々であるところ、来訪者の属性や意向によって来訪の時期や来訪先は千差万別であって、個別に担当部署において来訪者の希望する時間や来訪先を踏まえて日程を調整した上でその都度対応するものである。よって、当日の挨拶回りが終われば、来訪した者やその所属等を司法行政文書として残しておく必要はない。

なお、念のため広く最高裁判所内において該当文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

イ (1)のイについて

挨拶回りは儀礼上のものにすぎず、異動者がいつどこに挨拶回りに行くかは異動者の意向が重視され、更に離着任時の事務手続の日程、挨拶先の事情等を勘案して個別に決められるものである。したがって、一般的にその役職に応じた挨拶回り先として想定されるところがあるとしても、事務処理上これが分かる文書を作成しておく必要性はない。

なお、念のためこれについて最高裁判所内において探索を行ったが、対象となる文書は存在しなかった。

ウ 以上により、(1)の各申出に係る文書については作成又は取得したものは存在しないから、原判断は相当である。